

平成29年上里町教育委員会第3回定例会会議録

上里町教育委員会

平成29年第3回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成29年3月23日(木) 午後1時30分

場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第6号 上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第7号 上里町教育委員会職員の身分及び職名に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第8号 上里町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第9号 上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令
- (5) 議案第10号 上里町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について
- (6) 議案第11号 上里町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について
- (7) 議案第12号 上里町立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱について
- (8) 議案第13号 上里町学校運営協議会規則について
- (9) 議案第14号 上里町学校運営協議会実施要綱について
- (10) 議案第15号 上里町学力向上指導員に関する規則について
- (11) 議案第16号 上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について
- (12) 議案第17号 上里町通学用ヘルメット助成事業補助金交付要綱について
- (13) 議案第18号 学校医の委嘱について
- (14) 議案第19号 上里町学力向上指導員の任命について
- (15) 議案第20号 長幡公民館長の任命について
- (16) 議案第21号 七本木公民館長の任命について
- (17) 議案第22号 上里東公民館長の任命について
- (18) 議案第23号 上里町社会教育指導員の任命について
- (19) 議案第24号 上里町スポーツ推進委員の委嘱について
- (20) 議案第25号 平成28年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

- (21) 議案第 26 号 平成 29 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (22) 報告事項 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- (23) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

- 教育委員会報告・連絡会議

平成 29 年第 3 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 29 年 3 月 23 日 (木)		招集場所	上里町役場教育委員会室	
会議日程	開 会	午後 1 時 30 分	閉 会	午後 3 時 37 分	
招集者及び宣告者	教育長 下山 彰夫		議 長	教育長 下山 彰夫	
委員出席状況	教 育 委 員		説明のため 出席した職員	学校教育課長	○ 高橋 淳
	教 育 長	○ 下山 彰夫		学校教育指導室長	○ 福島 彰
	委 員	○ 安藤 寛和		学校教育課長補佐	○ 間々田由美
	委 員	○ 川浦 計男		学校教育指導主事	× 小久保幹則
	委 員	○ 清 昌道		学校教育指導主事	○ 新津 善彦
	委 員	○ 島崎 勝		生涯学習課長	○ 金井 孝
	※出席者○印・欠席者×印			郷土資料館長	○ 丸山 修
会議進行状況	1. 教育長より挨拶		< 開 会 >		
	開会宣言				
	2. 前回会議録の承認		前回会議録の確認をお願い致します。質疑等ございましたらご発言願います。		
	教育長				
	安藤委員		議事録の 3 ページ目、教育長の発言について、不明確な表現がありますので、訂正を願います。		
	教育長		その他ございますでしょうか。では、以上の訂正を以って、前回の会議録についてご承認頂けますでしょうか。今回の署名人については、川浦委員にお願い致します。		
	3. 議事		それでは議事に入りたいと思います。議案第 6 号につきまして、事務局から説明お願い致します。		
	教育長				
	学校教育課長補佐		ご提案申し上げました議案第 6 号、上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。		
	学校教育課長補佐		提案理由でございますが、上里町教育委員会の内部組織の改編等に 伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものであります。		
	学校教育課長補佐		概要でございますが、上里町の学校施設の建設及び耐震化を推進するために設置された学校建設室について、上里中学校改築事業が平成 28 年 5 月の屋内運動場の完成により終了したことから、学校建設室の廃止を行うものであります。		
	学校教育課長補佐				

会 議 進 行 状 況		併せて、各課の事務分掌並びに事務局設置の職名の整備を行うものであります。
		内容でございます。第1条では、「学校建設室」及び「学校建設係」を削るものであります。
		第2条では、学校教育課教育庶務係の項、第8号中「維持管理」の次に「及び修繕」を加え、同項第10号中「教育」の次に「・学校施設」を加え、同項第15号中「編成」を「編製」に改め、同項第18号中「・福利及び厚生」を削り、同項第20号中「学校用」を「教科用」に、「措置及び採択」を「給与」に改め、同項第22号中「臨時休業」を「要保護・準要保護児童生徒の援助及び特別支援教育就学奨励」に改め、同項第28号を削り、同項第29号を第28号に繰り上げ、同条中学校建設室学校建設係の項を削り、同条中学校教育指導室指導係の項第13号中「学校整備対策協議会」を「学校運営協議会」に改め、同項第14号の次に次のように加えるものであります。15教科用図書の採択に関すること。16学校の臨時休業に関すること。17その他教育指導に関すること。
		第3条では、「建設室長」及び「建設室長補佐」を削り、「主事」の次に「技師」を「主事補」の次に「技師補」を加えるものであります。
		第4条では、第1項中「、建設室長」を削り、同条中第6項を削り、同条第12項中「主事」の次に「、技師」を加え、同条第13項中「主事補」の次に「、技師補」を加え、第7項を第6項とし、第8項から第16項までを1項ずつ繰り上げるものであります。
		附則では、施行期日を定めており、平成29年4月1日から施行するものであります。
		以上で、上里町教育委員会職員の身分及び職名に関する規則の一部を改正する規則についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第6号につきまして、説明がございました。上里中学校改築事業の終了に伴い、今までありました、学校建設室を廃止する内容でございます。併せて、字句の訂正を行うものであります。
		詳しい内容は、新旧対照表をご覧ください。何か、ご質問等ございますか。

会 議 進 行 状 況	委員	< な し >
	教育長	それでは、議案第6号につきまして、提案の通り決することよろしいでしょうか。
	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第6号につきましては議決されました。次に議案第7号につきまして、事務局説明をお願いします。
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました議案第7号、上里町教育委員会職員の身分及び職名に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町教育委員会の内部組織の改編等に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、上里町教育委員会事務局職員のうち技術職員については、主任以上の職名が規定されていないところであります。しかしながら、平成28年度人事異動において、技術職員に対し課長及び主査として発令が生じたところであります。今後も、組織編成において同様の事案が予測されるため、職名を加える改正を行うものであります。
		内容でございます。第3条では、第2号中「技術職員」の次に「課長、課長補佐、係長、主査、主任、」を加えるものでございます。
		附則では、施行期日を定めており、平成29年4月1日から施行するものであります。
		以上で、上里町教育委員会職員の身分及び職名に関する規則の一部を改正する規則についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、事務局より議案第7号につきまして説明がありました。何か、ご質問等ございますか。
	委員	< な し >

会	教育長	それでは、議案第7号につきまして、提案の通り決するという事 でよろしいでしょうか。
	委員	< 異議なし >
議	教育長	議案第7号につきましては議決されました。次に、議案第8号に つきまして、事務局説明願います。
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました、議案第8号上里町立小中学校管理規則の 一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。
進		提案理由でございますが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴 い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正により介護を行う学校職員から申請があった場合、連続 3年の期間、1日2時間を限度に無給の休暇を承認することができる 介護時間制度が規定され、また、学校職員の勤務時間、休暇等に関 する規則の一部改正により、介護時間について介護休暇との調整な ど承認の際の取り扱いが規定されたため、「休暇の承認」を改める ものであります。併せて、本文中の用語等の整備を行うものであり ます。
行		内容でございます。第15条の2では、見出し中「主任」の次に 「等」を加えるものであります。第22条では、第1項中「第12 条」の次に「第1項」を加え、「及び」を「、」に改め、「介護休暇 (」の次に「以下」を、「という。)」の次に「及び介護時間」を加 え、同条第2項中「休暇等」の次に「及び介護時間」を加えるもの であります。
		第37条では、第1項の表中「12 職員会議録 3年」「13 日宿直日誌 3年」を「12 職員会議録 3年」に改めるもの であります。附則では、施行期日を定めており、公布の日から施行 し、平成29年1月1日から適用するものであります。
状		以上で、上里町立小中学校管理規則の一部を改正する規則につい ての提案及び概要説明とさせていただきます。
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
況		

会 議 進 行 状 況		<p>休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正により、介護を行う学校職員から申請があった場合、連続3年の期間、1日2時間を限度に無給の休暇を承認することができる制度、介護時間が規定され、介護を行う学校職員から申請があった場合で、校務の運営に支障がないときは、時間外勤務を免除する制度が規定され、介護を行う学校職員の時間外勤務に対する特例措置の手続きや介護休暇の取得できる期間を拡大し、指定期間を定め、介護時間について介護休暇との調整など承認の際の取り扱いが規定されたところであります。</p>
		<p>また、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正により、育児休業等の対象となる子を、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子。養子縁組を希望している里親に委託されている子。養子縁組を希望している里親として適当とされるが、実親等の同意が得られないため、養子里親として委託された子。まで範囲を拡大されたところであります。</p>
		<p>そこで、各種届出書の改正と併せて、引用法令の条番号を改め、並びに本文中の用語等の整備を行うものであります。</p>
		<p>内容でございます。第1条本文中では、「第24条」を「第25条」に改めるものであります。第2条では、ただし書中「第5条の2」を「第6条」に改めるものであります。第10条では、次の1項を加えるものであります。「職員が、条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、別表第3の3による介護休暇簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。」。第16条の4では、第2項中「含む。」の次に「以下この項及び次項において同じ。」を、「同条第4項」の次に「(同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加えるものであります。</p>
		<p>第16条の5では、第1項第2号中「取消し」を「取消等」に改め、同条第2項中「前条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第2号中「取消し」を「取消等」に改め、同条第3項を削るものであります。</p>
		<p>別表では、別表第3の2、別表第6の2、別表第6の3、別表第6の7及び別表第6の8を別紙のように改め、別表第3の2の次に別紙の別表第3の3を加えるものであります。</p>

会		附則第1項では、施行期日を定めており、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものであります。附則第2項では、経過措置を定めており、改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものであります。
		以上で、上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令についての提案及び概要説明とさせていただきます。
議		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第9号につきまして、説明がありました。上位法の改正による、介護時間が制定されたことによります規程の一部改正との事ですが、ご質問等ございましたら、ご発言ください。
	委員	< な し >
進	教育長	それでは、議案第9号につきまして、提案の通り決するという事でよろしいでしょうか。
	委員	< 異議なし >
行	教育長	議案第9号につきましては議決されました。次に、議案第10号につきまして、事務局説明願います。
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました、議案第10号上里町立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。
状		提案理由でございますが、上里町立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の運用規程を定めるのに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、平成29年1月1日より施行されました。これにより、事業主は労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないとなったものです。
況		

会 議 進 行 状 況		そこで、埼玉県教育委員会が「セクハラ防止要綱」の運用を一部改正したことに伴い、上里町教育委員会でも同要綱の運用規程を策定したところであります。
		については、同要綱と運用規定の整合性を図るため、本文中の用語の整備を行うものであります。
		内容でございます。
		題名では、「セクシャル・ハラスメントの防止」を「セクシュアル・ハラスメントの防止等」に改めるものであります。
		本文では、「セクシャル・ハラスメント」を「セクシュアル・ハラスメント」に改めるものであります。
		第5条では、第1項中「申し出」を「申出」に改め、同条第2項中「校内の相談員」を「校内の相談員等」に改めまるものであります。第6条では、見出し中「相談員」を「相談員等」に改め、同条第1項中「注意」を「留意」に改めるものであります。
		附則では、施行期日を定めており、公布の日から施行するものであります。
		以上で、上里町立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する告示についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、事務局より議案第10号につきまして説明がありました。この改正につきましても、上位法の改正に伴うものでございますが、ご質問等ございますか。
	清委員	いつから「セクシュアル」になったのですか。
	学校教育課長補佐	元々「セクシュアル」が正しく、町は「セクシャル」と表現していたようです。
	教育長	今回の上位法の改正に併せ、文言の改正も行ったものです。議案第10号について、ご承認頂けますでしょうか。
	委員	<異議なし>

会 議 進 行 状 況	教育長	議案第10号につきまして、承認されました。
		続いて、議案第11号について、事務局説明をお願いします。
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました、議案第11号上里町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について 説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱の運用規程を定めるのに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、平成29年1月1日より施行されました。これにより、事業主は労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないとなったものです。そこで、埼玉県教育委員会が「パワハラ防止要綱」の運用を一部改正したことに伴い、上里町教育委員会でも同要綱の運用規程を策定したところであります。
		については、同要綱と運用規程の整合性を図るため、本文中の用語の整備を行うものであります。
		内容でございます。第7条では、第1項中「申し出」を「申出」に改め、同条第2項中「委員会」の次に「(以下「教育委員会」という。)」を加え、同条第3項中「上里町教育委員会」を「教育委員会」に改めるものであります。
		附則では、施行期日を定めており、公布の日から施行するものであります。
		以上で、上里町立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する告示についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	これにつきましても、県のパワハラ防止要綱の改正により、改正を行うものでございます。ご質問等ございますか。無ければ、本案はご承認頂けますでしょうか。
	委員	< 異議なし >

	教育長	議案第11号につきまして、承認されたものといたします。 次に議案第12号につきまして、事務局説明をお願いします。
会	学校教育指導室長	議案第12号上里町立小中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱について、説明いたします。
		この度、県においてこの要綱が制定されたことに伴い、町立小中学校に関し、整備する必要が生じたものでございます。
議		提案理由ですが、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正に伴い、妊娠、出産等に関するハラスメント防止等の措置に関する規程を整備したいので、本案を提出するものであります。内容でございますが、目的として、この要綱は、
		妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び排除並びにマタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員の人格が
進		尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的とします。
		次に、この要綱の定義ですが、この要綱において「マタニティ・ハラスメント等」とは、職場における次に掲げるものを言います。
行		1として、職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。ア妊娠したこと、イ出産したこと、ウ妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
		2として、職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。ア出産休暇、イ通院休暇、ウ通勤緩和休暇、エ妊娠障害休暇、オ出産補助休暇、カ、アからオまでに掲げるもののほか、妊娠又は
状		出産に関する制度又は措置。
		3として、職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。ア育児休業、育児短時間勤務及び部分休業、イ勤務時間の弾力的な割振り、ウ深夜勤務又は時間外勤務の制限、免除、エ育児休暇、
況		オ子育て休暇、カ男性職員の育児参加のための休暇、キ、アからカ

会 議		までに掲げるもののほか、育児に関する制度又は措置。4として、職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。ア勤務時間の弾力的な割振り、イ介護休暇、ウ介護時間、エ深夜勤務又は時間外勤務の制限、免除、オ短期介護休暇、カ、アからオまでに掲げるもののほか、介護に関する制度又は措置。	
		第3条は校長の責務であります。校長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、マタニティ・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。また、マタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、マタニティ・ハラスメント等に対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。	
	進		第4条は職員の責務であります。職員は、第5条第1項の教育長の定めるところに従い、マタニティ・ハラスメント等の防止に努めなければならない。
			第2項として、教頭等は、良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、日常の執務を通じた指導等によりマタニティ・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。また、マタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対応しなければならない。
	行		第5条は職員の認識すべき事項です。教育長は、マタニティ・ハラスメント等を防止するために職員が認識すべき事項及びマタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について定めるものとする。
			第2項として、校長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。
	状 況		第6条は研修等の実施です。教育長は、マタニティ・ハラスメント等の防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するものとする。第2項として、校長は、マタニティ・ハラスメント等の防止等を図るため、前条第1項の教育長が定めるものを踏まえ、必要に応じて職場研修を実施するものとする。

会 議 進 行 状 況		第7条は苦情相談への対応です。校長は、マタニティ・ハラスメント等に関する苦情の申出及び相談が職員からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会を置き、必要な措置を講ずるものとする。
		第2項として、職員は、校内の相談員に対して苦情相談を行うほか、必要に応じて原則として校内の相談員を通じて上里町教育委員会の相談員に対して苦情相談を行うことができる。
		第3項として、苦情相談を受ける校内及び教育委員会の相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、相談員は教育長が定める苦情相談への対応に関する事項に十分留意しなければならない。
		第8条は懲戒処分等です。教育長は、職員のマタニティ・ハラスメント等の態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分等必要な措置を講じるものとします。
		第9条その他です。この要綱に定めるもののほか、マタニティ・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、教育長が定めることとしております。附則では施行期日を定めており、この要綱は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものとしております。
		以上で、議案第12号上里町立小中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱について、の提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、室長より議案第12号につきまして説明がありました。ご質問等ございますでしょうか。
	川浦委員	第7条で、校内で苦情相談を受ける事となっていますが、校内に相談を受け付ける場所とか職員がいるのですか。
	学校教育指導室長	学校において、校長等を各ハラスメントの相談員に指定しています。〈配布資料により説明〉

会	教育長	その他ございますか。無ければ、当該要綱の制定につきまして承認いただけますでしょうか。
	委員	< 異議なし >
議	教育長	議案第12号につきまして、承認されました。次に議案第13号につきまして、事務局説明してください。
	学校教育指導室長	議案第13号上里町学校運営協議会規則につきまして、説明いたします。
進		提案理由でございますが、上里町では平成29年度よりコミュニティ・スクールを導入するため、それを踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を設置するので、本案を提出するものです。
		内容につきましてですが、第1条は趣旨です。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとしします。
行		第2条は設置に関してです。法第47条の5第1項の規定により、学校の運営に関して、保護者及び地域の住民の参画を促進し、連携の強化を図ることにより、相互の信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善並びに生徒及び児童の健全育成に取り組むことを目的として、上里町教育委員会が指定する学校に協議会を置くものとしします。
		第3条は学校の指定についてです。教育委員会は、前条に規定する目的を達成することができるかと認めるときは、協議会を置く学校を指定することができます。第2項として、教育委員会は、前項に規定する指定をしようとするときは、指定をしようとする学校の校長、保護者及び地域の住民の意向を尊重するものとしします。第3項は、指定の期間は3年とするものです。第4項は、指定学校は、再度指定を受けることができることとするものです。
状		第4条は協議会の委員に関してです。協議会は、委員15人以内をもって組織するものとしします。第2項で、委員の任期は、1年としします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としします。
況		

会		第3項では、委員は、再任されることができるとしています。
		第5条は委員の服務です。委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされ、その職を退いた後も同様とします。
		第2項で、委員は、その地位を利用して営利活動、政治活動及び宗教活動を行ってはならないとしています。第3項で、委員は、指定学校及び協議会の運営に著しく支障を来す言動を行ってはならないとされています。
議		第6条は会長及び副会長に関し定め、協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定めるとしています。
		第2項で、会長は、会務を総理し、協議会を代表するとしています。第3項で、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するとしています。
		第7条は会議に関して定め、協議会の会議は、会長が招集し、その議長となるとしています。第2項は、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと定めています。第3項は、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとしています。第4項は、会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができるとしています。第5項は、会議は公開とし、ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開としないことができるとしています。
進		第8条は、学校運営に係る基本的な方針に関する事項について定め、法第47条の5第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとします。(1)学校教育目標の実現に関すること。(2)その他教育委員会が必要と認める事項です。第9条は、校長の意見聴取に関し、協議会は、法第47条の5第4項の規定による教育委員会に対する意見又は同条第5項の規定による任命権者に対する意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取しなければならないとされています。第10条は指定の取り消しについて定め、法第47条の5第7項の学校運営協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、当該指定校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合は、次に掲げる場合とします。(1)協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合、
行		
状		
況		

会 議 進 行 状 況		(2)協議会としての活動の実態がないと認められる場合、(3)その他協議会を円滑に運営することができないと認められる場合、とします。第11条は委員の解任について定め、教育委員会は、委員が次のいずれかに該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができるとしています。(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときとしています。
		第12条では指導及び助言について定め、教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとしています。
		第13条ではその他として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるとしています。
		附則では施行期日を規定し、この規則は、公布の日から施行することとしています。以上、議案第13号の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、室長より議案第13号につきまして説明がありました。
		先の教育委員会でも説明いたしましたが、コミュニティ・スクールの実施に向け、学校運営協議会規則の制定を議案とさせていただきます。ご質問等ございますでしょうか。
	安藤委員	第10条の指定の取り消しの規定ですが、10条本文中には「指定の取り消し」の文言が出てこないのですが、地教行法に定められているから、この条文でその文言が出てこなくても良いとの解釈でよろしいですか。
	学校教育指導室長	地教行法第47条の5第7項の指定の取り消しについては本規則第10条の前段と同じ文言が書かれています。
	学校教育課長補佐	著しい支障が生じると認められる場合とは、(1)～(3)に明記されていますので、「～に規定する指定の取り消しは、次に掲げる場合とする」の表記で全て条件をカバーできると思います。
	安藤委員	そうですね。「法第47条の5第7項に規定する指定の取り消しは、次に掲げる場合とする」との表記でよろしいかと思います。

会	教育長	ではその様に文言を訂正させていただきます。
		表記の中に、「指定の取消し」という文言を入れるという事で訂正し、次回の定例会で訂正箇所を報告させていただきます。
		他にご質問ございますか。
議	清委員	第7条5項に会議を公開しないことができるとの規定がありますが、この必要性は。
	学校教育課長補佐	非公開事案があった場合に適用します。
進	教育長	会議中に子供たちの個々の氏名が出る場合など、これは秘密会にしなければなりません。その様な場合には、基本、会議は公開ですけれども、その部分は第7条5この規定により、非公開とするものです。逆にこの規定が無いと、非公開にすべき内容のものも全て公開しなければならなくなってしまう。個人のプライバシー保護のために必要な規定だと思います。
	清委員	その様な意味合いであればよろしいかと思えます。
	川浦委員	第4条2項で、委員の任期が1年ということですが、学校の指定期間が3年のところ、少し短い様な気がします。何か意図があるのですか。
	学校教育指導室長	先進市町の例により1年と決めました。国が出している資料の例は、期間は書いてありませんが、再任は妨げないとなっています。
行	清委員	第2項で「再任されることができる。」となっていますので、よろしいかと思えます。
状	教育長	第11条との関連があるかも知れません。あまり長いと、中途解任の時に支障が生じることも予想されます。
		この協議会規則に関しましては、必要に応じ、適宜見直しを図りながら運用してまいりたいと思えます。
		他に、ご意見等ございますか。無ければ、本議案についてご承認頂けますでしょうか。
況		

会 議 進 行 状 況		会議録を作成するよう努めることとしています。第8条で委員の解任について定め、指定学校の校長は、委員が解任の事由に該当すると認めるときは、その旨を教育委員会に申し出なければならないとし、第2項で、教育委員会は、委員を解任するときには、その理由を示さなければならないとされています。第9条で、委員の報酬は、別に定めることとし、第10条で、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしています。附則で施行時期を平成29年4月1日から施行することとしています。
		以上、議案第14号の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、事務局から議案第14号につきまして説明がありました。ご質問等ございますか。
	清委員	予算についてですが、委員の報酬を含め、協議会を運営するための全体の予算はどの位と想定されていますか。
	学校教育指導室長	委員報酬として、一人3,600円の他、全体で約百万円の事業費として見積り、国へ申請しています。国から4月中旬以降、事業採択の結果が来れば、6月定例議会で予算を補正対応する予定です。
	清委員	国の審査が通れば、事業開始の可能性はある訳ですね。
	教育長	当該事業の費用は、当初予算では計上していませんが、国の方針に従いまして補正対応して参ります。他にご意見等ございますか。
	川浦委員	この事業は、国の補助金が無くても実施できるのですか。
	学校教育指導室長	町がそれを認めてくれれば実施できますが、やはり、補助事業が主体だと思います。ただし、3年間で補助が無くなりますので、4年後は町単独事業となります。
	教育長	先の総合教育会議で、町長もコミュニティ・スクールに関し推進の方向性を示されましたので、万が一補助が無くてもその方向性を導いて行きたいと考えています。

会 議 進 行 状 況	教育長	他にご意見等ございますか。
		無いようですので、議案第14号は承認という事によろしいでしょうか。
	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第14号は承認されました。
		続いて、議案第15号について、事務局説明願います
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました、議案第15号上里町学力向上指導員に関する規則について、説明申し上げます。
		提案理由であります、上里町の児童生徒の学力向上を図るため、学校教育の充実と教員の指導力向上を支援する「学力向上指導員」を設置したいので、本案を提出するものでございます。
		概要でございますが、学びをとおして豊かな心と活力をはぐくむ教育の推進に向け、学校教育及び教職員に対し直接的指導・助言を行う学力向上指導員を非常勤特別職として3月定例上里町議会でご議決いただきました。そこで、本指導員の設置根拠等を明確にするため、規定を整備するものであります。
		内容でございます。
		第1条では、規則の設置目的を定めるものであります。第2条では、任命基準及び方法を定めるものであります。第3条では、身分及び任期を定めるものです。第4条では、勤務場所及び勤務日数を定めるものであります。第5条では、職務内容を定めるものであります。第6条では、服務規定を定めるものであります。第7条では、研修の規定を定めるものであります。第8条では、報酬及び旅費を定めるものであります。第9条では、その他の事項を定める規定であります。附則では、施行期日を定めており、公布の日から施行するものであります。
		以上で、上里町学力向上指導員に関する規則についての提案及び概要説明とさせていただきます。
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、事務局より議案第15号につきまして、説明がありました。ご質問等、ございますか。

会 議 進 行 状 況	委員	< な し >
	教育長	本案につきまして、ご承認頂けますでしょうか。
	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第15号につきまして、ご承認頂きました。 続いて議案第16号について、事務局説明願います。
	生涯学習課長	議案第16号上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務 に関する規則の一部を改正する規則につきまして、説明申し上げます。 初めに提案理由でございますが、社会教育指導員の任用形態の見 直しに伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものです。 続いて概要ですが、上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その 他勤務に関する規則の一部を次のように改正するものです。第3条 中「委嘱」を「任命」に改めます。第4条中「23時間15分を下 らない時数」を「3日以上」に改め、本則に次の1条を加えます。 (その他) 第8条この規則に定めるもののほか、この規則の施行に 関し必要な事項は、教育長が定める。附則としまして、この規則は、 公布の日から施行することとします。 以上、議案第16号につきましての提案説明といたします。慎重 審議の上、ご議決賜ります様よろしく願います。
	教育長	只今、議案第16号につきまして、事務局より説明がありました。 内容的には、学力向上指導員と同様の内容となっています。 ご質問等ございますか。
	委員	< な し >
	教育長	本案につきまして、ご承認頂けますでしょうか。
	委員	< 異議なし >

会 議 進 行 状 況	教育長	今後はこの要綱の規定に従い、助成を行ってまいります。 他にございますか。無ければ、本案につきまして、ご承認頂け ますでしょうか。
	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第17号につきましては、承認されたものといたします。 続いて、議案第18号につきまして、事務局説明願います。
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました、議案第18号学校医の委嘱についての提 案説明を申し上げます。 提案理由でございますが、上里町立七本木小学校医服部礼子氏が 平成29年3月31日をもって辞任することに伴い、本庄市児玉郡 医師会より新たに推薦があったため、委嘱を行いたいため、本案を 提出するものでございます。 概要でございますが、学校保健安全法第23条第3項において、 学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することと規定 されていることから、現任者の辞任を受け、新たな学校医の委嘱が 必要となったため、議決を求めるものでございます。 内容でございます。委嘱者であります、氏名、亀森真理子氏 <住所、生年月日、略歴等説明> 勤務校は上里町立七本木小学校、委嘱年月日は平成29年4月1 日でございます。 以上で、学校医の委嘱についての提案及び内容説明とさせていた だきます。 慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第18号、七本木小学校の耳鼻咽喉科校医の委嘱につ きまして、事務局より説明がありました。 ご質問等ございますか。
	委員	< な し >
	教育長	議案第18号につきましては、提案の通り決することよろしい でしょうか。

会 議 進 行 状 況	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第18号は、提案の通り決しました。続いて、議案第19号につきまして、事務局説明願います。
	学校教育課長補佐	ご提案申し上げました、議案第19号上里町学力向上指導員の任命について、説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町の児童生徒の学力向上を図るため、「学力向上指導員」を配置したいので、本案を提出するものがございます。
		内容でございますが、上里町学力向上指導員に関する規則第2条に基づき、新たに下記の者を任命したいので、議決を求めるものがございます。
		任命者であります、氏名、根岸康雄氏、 <住所、生年月日、略歴等説明>
		勤務場所は、学校教育指導室、任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までであります。
		以上で、上里町学力向上指導員の任命についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、議案第19号、学力向上指導員の任命につきまして、事務局より説明がありました。
		ご質問等ございますか。
	委員	< な し >
	教育長	議案第19号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。
	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第19号は、提案の通り決しました。 次の議案第20号から第22号までは公民館長の任命となりますので、事務局は一括で説明して下さい。

会 議 進 行 状 況	生涯学習課長	<p>議案第20号から第22号まで一括で説明させていただきます。</p> <p>ご提案申し上げました、議案第20号長幡公民館長の任命について、説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、長幡公民館長赤見省三氏が、平成29年3月31日任期満了に伴い、後任者として任命したく、社会教育法第28条及び、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第6号の規定により本案を提出するものでございます。</p> <p>新館長は、氏名 須田孝史氏、 <住所、生年月日、略歴等説明></p> <p>任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなります。</p> <p>続いて、議案第21号七本木公民館長の任命について、説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、七本木公民館長横尾邦雄氏が、平成29年3月31日任期満了に伴い、再任いたしたく、社会教育法第28条及び、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第6号の規定により本案を提出するものでございます。</p> <p>新館長は、氏名、横尾邦雄氏、 <住所、生年月日、略歴等説明></p> <p>任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなります。</p> <p>続いて、議案第22号上里東公民館長の任命について、説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、上里東公民館長戸口吉雄氏が、平成29年3月31日任期満了に伴い、再任いたしたく、社会教育法第28条及び、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第6号の規定により本案を提出するものでございます。</p> <p>新館長は、氏名、戸口吉雄氏、 <住所、生年月日、略歴等説明></p> <p>任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなります。</p>
----------------------------	--------	--

会 議 進 行 状 況		以上、議案第20号から22号まで、公民館長の任命につきまして、一括説明させていただきました、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。	
	教育長	三つの議案を一括で提案説明させていただきましたが、ご審議につきましては、一つずつお願いしたいと思います。まず、議案第20号につきまして、ご質問等ございますでしょうか。	
	委員	< な し >	
	教育長	では、議案第20号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。	
	委員	< 異議なし >	
	教育長	議案第20号につきましては、提案の通り決しました。次に議案第21号につきまして、ご質問等ございますか。	
	委員	< な し >	
	教育長	では、議案第21号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。	
	委員	< 異議なし >	
	教育長	議案第21号につきましては、提案の通り決しました。次に議案第22号につきまして、ご質問等ございますか。	
	清委員	戸口館長は、今度で何期目ですか。	
	生涯学習課長	今度で、2期目です。	
	教育長	他にございますか。	
	委員	< な し >	

会	教育長	では、議案第22号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
議	教育長	議案第22号につきましては、提案の通り決しました。次に議案第23号につきまして、事務局説明願います。
	生涯学習課長	先程、議案第16号でご議決賜りましたので、次第の題名、上里町社会教育指導員の「委嘱について」を「任命について」に訂正願います。
進		それでは、ご提案申し上げました、議案第23号上里町社会教育指導員の任命について、説明申し上げます。
		提案理由ですが、上里町社会教育指導員の任期が平成29年3月31日で任期満了になるため、本案を提出するものでございます。内容でございますが、任命者は、氏名、金澤清久氏、 <住所、生年月日、略歴等説明>
行		任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなります。
		以上、議案第23号、社会教育指導員の任命につきまして、説明させていただきました、慎重ご審議の上、ご議決賜ります様お願い申し上げます。
状	教育長	只今、議案第23号につきまして、事務局より説明がありました。なお、議案書の4、「委嘱期間」を「任期」に訂正願います。ご質問等、ございますか。
	委員	<なし>
況	教育長	では、議案第23号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>

会 議 進 行 状 況	教育長	議案第23号につきましては、提案の通り決しました。 次に議案第24号につきまして、事務局説明願います。
	生涯学習課長	ご提案申し上げました、議案第24号上里町スポーツ推進委員の 委嘱につきまして、説明申し上げます。提案理由でございますが、 上里町スポーツ推進委員の任期が、平成29年3月31日で任期満 了になるため、本案を提出するものでございます。
		内容でございますが、委嘱者の氏名ですか、横村久夫氏、安藤利 一氏、青木よしこ氏、新井英男氏、松本宏一氏、岩田徹氏、高野勇 氏、齋藤真理子氏、岸本真紀氏、相川進也氏、小田島寛之氏、並木 緑氏、蔵内歩氏、佐々木小百合氏の14名です。
		<各人の住所の説明>
		任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとな ります。
		以上、議案第24号、上里町スポーツ推進委員の委嘱につしまし て、説明させていただきました、慎重ご審議の上、ご議決賜ります 様お願い申し上げます。
	教育長	只今、事務局より提案説明がありました。スポーツ推進員の定員 は15名であり、現在1名欠員状態ですが、後日、適任者が見つか りました場合には、説明させていただきます。この14名の委嘱に つきましてご質問等ございますか。
	清委員	この14名の方の内、再任ではなく、新しい方はいらっしゃいま すか。また、永い人はどの位の方がいますか。
	生涯学習課長	全く新しい方はいませんが、昨年の3月に新たに委嘱された方は 経験1年で、今回再任となっています。永い方ですと、全国表彰や 30年表彰を受けられた方もいます。
	清委員	この方達には定年は無いのですね。辞めるときは自ら申し出る形 ですか。
	教育長	そうです。他にご質問等ありますか。

会	委員	< な し >
	教育長	では、議案第24号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。
議	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第24号につきましては、提案の通り決しました。次に議案第25号につきまして、事務局説明願います。
進	学校教育課長補佐	議案第25号平成28年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。概要及び内容について、ご説明申し上げます。
行		始めに、概要でございますが、平成29年2月15日～3月14日までに申請のあった申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき、認定を行うものであります。続きまして、認定内容でございます。
		認定区分が『要保護』の新規1件2名と、『準要保護』の新規・2件3名であります。
状		< 資料に基づき、認定内容説明 >
		なお、本案の認定開始は、平成29年3月1日からとなります。以上で、平成28年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。
況		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	議案第25号につきまして説明がありました。ご質問等ございますか。
況	委員	< な し >
	教育長	では、議案第25号につきましては、提案の通り決することよろしいでしょうか。

会 議 進 行 状 況	委員	<異議なし>
	教育長	議案第25号につきましては、提案の通り決しました。 次に議案第26号につきましては、事務局説明願います。
	学校教育課長補佐	議案第26号、平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定 について、ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定 し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。
		始めに、概要でございますが、平成28年度要保護及び準要保護 児童生徒に認定の者で、平成29年4月1日以降も継続認定を希望 する者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施 要綱第5条に基づき、認定を行うものであります。
		続きまして、内容でございますが、申請件数は173件、255 名であります。認定内容は、認定区分『要保護』が、19件、28 名、認定区分『準要保護』が154件、227名であります。
		詳細は、次のとおりです。まず、要保護であります。生活保護 受給世帯による申請であります。
		<対象者、人数等一覧表に基づき説明>
		次に、準要保護であります。1として、平成28年度生活保護が 廃止となったことによるもの。2として、平成28年度町県民税が 非課税であることによるもの。3として、児童扶養手当受給中であ ることによるもの。4として、職業が不安定のため生活状況が悪い ことによるもの。を理由とする申請であります。
		<対象者、人数、内容等一覧表に基づき説明>
		以上で、平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につい ての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今、事務局より要保護・準要保護の継続申請につきまして、説 明がありました。
		準要保護に関する申請の内、職業不安定に係るものにつきまして は、全員、認定基準1.3未満であることがご確認いただけるかと思 います。ご質問等ございますか。

会 議 進 行 状 況	清委員	昨年同時期と比べ、人数の増減はどうか。
	学校教育課長補佐	昨年度と比べ、世帯で15世帯、人数で17名の減ですが、この数字は、毎年変動するもので、昨年は一昨年と比べ、世帯、人数共に増加していました。
	教育長	その他ございますか。
	委員	< な し >
	教育長	では、議案第26号につきましては、提案の通り決することによるのでしょうか。
	委員	< 異議なし >
	教育長	議案第26号につきましては、提案の通り決しました。 次に報告事項として承認第2号につきまして、事務局説明願います。
	学校教育課長補佐	承認第2号 専決処分の承認を求めることについての提案説明を申し上げます。 提案理由でございますが、平成29年度上里町公立学校職員の人事に関する内申について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第1項の規定に基づき、委員会にこれを報告し、その承認を求めるものでございます。 内容につきまして説明申し上げます。 別紙「平成29年度当初人事異動表」をご覧ください。 < 異動内容説明 >
		以上で、専決処分の承認を求めることについての提案及び内容説明とさせていただきます。 慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

会	教育長	当初教職員人事につきまして、専決処分を行いましたので、報告し、承認を頂きたいものであります。内申の時期が3月1日であり、委員会開催時期と合わなかったため、専決処分とさせていただきます。ご承認頂けますでしょうか。
	委員	<異議なし>
議	教育長	承認第2号につきまして、ご承認いただきました。続いてその他ですが、事務局議題がありますか。
	学校教育指導室長	報告事項につきまして説明いたします。本日ご議決賜りました、セクハラ、パワハラ、マタハラの各防止等に関する要綱に関しまして、別冊の通り各々運用規定を定めましたので、ご報告いたします。
進	教育長	室長より、運用規定につきまして、報告がありました。その他、何かございますか。
	安藤委員	一つ提案ですが、中学校の卒業式、入学式での教育委員会の言葉を、委員4人の持ち回りとさせて頂きたいのですが。できれば、来年の卒業式からその様にといい、事務局に一考をお願いしたいと思います。
行	教育長	そのことに関しましては、事務局よりも、委員さん4名の合意により、順番で行って頂いた方がよろしいかと思えます。
	委員	委員では意見が偏ってしまうので、事務局に委任します。
状	教育長	事務局委任というご発言がありましたので、この件に関しては、来年の卒業式までに、事務局で慎重に審議して決めて下さい。その他にございますか。
	安藤委員	もう一つお願いします。以前、課長から配られた、審議会等の旧教育委員長の充て職について、平成29年度からの教育委員の配分の件ですが、これに上里町社会福祉協議会の分が抜けていましたので、ご一考願います。ただし、任期がもう一年あったと思えます

議 進 行 状 況		教育長	任期がまだあるのでしたら、今年そのまま安藤委員でお願いします。次期の時にこの会で検討するということでお願いします。
	4	教育長報告	その他ございますか。無いようであれば、本日の教育長報告は時間の都合で割愛させていただいて、その他の事項で、次回の定例教育委員会の日程を決めさせていただきます。次回の教育委員会は、平成
	5	その他の事項	29年4月24日(月)午後1時30分からこの会場でお願します。
			皆様の方から何かございますか。
	6	閉 会	無いようですので、これをもちまして、平成29年第3回の定例教育委員会を閉会といたします。長時間に渡り、お疲れ様でした。
			会議録署名人(教育長)
			会議録署名人(委員)
			会議録調製者(学校教育課長) 高橋 淳